

朝霞市規程 2 号

朝霞市事務決裁規程の一部を改正する規程

朝霞市事務決裁規程（平成 1 1 年朝霞市規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 福祉部の表長寿はつらつ課の部の次に次のように加える。

ねんり んピッ ク室	1 ねんりんピックの総合調整に関するこ と。	○	
------------------	-----------------------------	---	--

別表第 2 こども・健康部の表こども未来課の部中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項から第 7 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 2 こども・健康部の表保育課の部中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

別表第 2 こども・健康部の表健康づくり課の部中第 2 項及び第 3 項を削り、第 4 項を第 2 項とし、第 5 項を第 3 項とする。

別表第 2 こども・健康部の表健康づくり課の部の次に次のように加える。

こども 家庭セ ンター	1 母子保健衛生の実施に関すること。		○
	2 家庭児童相談室の運営に関すること。		○
	3 ファミリーサポートセンターの運営に 関すること。		○

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。